

2015年3月4日制定

成蹊大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

本学は、研究費を適切に使用するため、不正使用を誘発する要因をできる限り取り除き、抑止機能が有効に働く体制を整備し、もって健全な研究環境を醸成するため、研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のように定める。

1. 研究費の不正使用防止に関する大学内での責任の範囲、権限の明確化等、責任体系を明らかにして、学内に周知すると共に公表する。
2. 学内諸規定や職務権限を明確にするとともに、研究者や事務職員の意識向上に努め、研究費の不正使用への十分な抑止機能を備えた環境・体制の整備に努める。
3. 研究費の不正使用を発生させる要因の把握に努め、具体的な不正防止計画を策定、実施することにより、不正使用を誘発する要因をできる限り取り除く。
4. 研究費の適正な運営・管理を行うことができるよう、予算執行や検収等におけるチェックが有効に機能する体制を整備する。
5. 研究費の不正使用防止に関する取組みが関係者の間で共有され、認識が深まる体制を整備する。
6. 研究費の不正使用を防止するための実効性のあるモニタリング体制を整備する。